

警視庁放水車使用及び取扱細則

昭和 32 年 10 月 1 日

訓令甲第 53 号

存続期間

〔沿革〕 昭和 36 年 3 月 訓令甲第 5 号

38 年 8 月 同第 19 号

40 年 3 月 同第 6 号

43 年 11 月 同第 40 号

44 年 7 月 同第 19 号

47 年 4 月 同第 7 号

49 年 4 月 同第 9 号

52 年 3 月 同第 7 号

平成 14 年 4 月 同第 22 号改正

(目的)

第 1 条 この細則は、警視庁放水車(以下「放水車」という。)の使用及び取扱について必要な事項を定めることを目的とする。

(準拠)

第 2 条 放水車の使用及び取扱その他保守管理については、放水車使用及び取扱規程(昭和 28 年 4 月 28 日国家地方警察訓第 7 号)及び警視庁自動車管理規程(平成 14 年 4 月 15 日訓令甲第 22 号)によるほか、この細則の定めるところによる。

(保管等の責任)

第 3 条 放水車は、配置された機動隊長又は特科車両隊長において保管及び手入れの責に任ずるものとする。

(使用)

第4条 放水車は、水火災その他の災害等の場合、給水、消火、輸送等緊急必要に応じて使用するものとする。

2 放水車は、前項による使用のほか、[警察官職務執行法](#)第5条及び第7条の事態に際し、現場最高指揮官の命令により同条に規定する限度内で使用することもできる。

(使用及び取扱上の留意事項)

第5条 放水車の使用及び取扱にあつては、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 放水車の取扱については、細心の注意をはらい、その構造装置、性能及び特徴を知りしつて完全な機能保持に努めるとともに、損傷のないようにすること。
- (2) 放水する場合は、つとめて損害等を与えることのないように心掛けること。
- (3) 給水に使用する場合は、貯水そう内を十分に消毒、洗じようし保健衛生上、あやまりのないように心掛けること。

(使用の報告)

第6条 機動隊長及び特科車両隊長は、第4条第2項により放水車を使用したときは、すみやかに[別記様式第1](#)により総務部長、警備部長及び所轄方面本部長に報告しなければならない。

(特殊事項の報告)

第7条 機動隊長及び特科車両隊長は、放水車により人に危害を与える等特異な事項については、[別記様式第2](#)によりすみやかに総務部長、警務部長及び所轄方面本部長に報告しなければならない。
